

質問第二二八号

学校事故対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

水野素子

参議院議長 関口昌一 殿

学校事故対応に関する質問主意書

一 文部科学省の「学校事故対応に関する指針」では、私立学校における死亡事故等の事案において、詳細調査委員会の事務を事故の当事者側である学校法人等（学校の設置者）が担うことが原則とされており、中立性・透明性の観点で大きな問題がある。事故の調査・原因究明の中立性・透明性及び徹底した再発防止のため、詳細調査委員会の事務は学校法人などの当事者が担うことができないよう、当該指針を早急に改正すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 学校事故の調査・再発防止等に関する中立的な機関を国が設置することについて、検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。